

F町と教育

岩岡 英俊

要 約

本研究は、被差別部落の中で生きる子どもたちの記録である。子どもたちを取り巻く教育の記録である。広島県内西部の被差別部落において、日本の近代、およそ1870～1950年の子どもや教育の様子が分かる資料を集め、まとめたものである。

「F町の学校変遷図と学制」では、学校の変遷と学制を合わせ見つつ、被差別部落における学校の開閉校に対して行政や民間での意図や葛藤、その影響をみる。中でもF町一致協会と躍進青年団の活動については、「F町一致協会と教育」「躍進青年団と教育」において整理している。ほぼ官製の組織であるF町一致協会と民間の有志の活動である躍進青年団、学校の設立や運営についての各組織の思いを読み解きたい。

また、当時の子どもたちの状況について、「通学できない子どもたち 貧困と差別」「町内の不仲」「児童労働」「疎開できない子どもたち」として挙げる。たまたま被差別部落の地に生まれただけの子どもたちにとって、いかに困難の多い児童期であったかを整理している。

キーワード：F町 被差別部落 教育

本 文

明治初期、差別構造の再構築を図る政策の様子は、学校制度に大きく表れている。殖産興業のための教育、富国強兵のための教育、統治のための教育、差別構造を活かし多くの労働職の確保や国民意識の醸造が行われた。その時代その風潮の象徴としての教員、地域社会、親、子どもがいた。差別的な扱いにあらがう、また自身の情熱や真心から真摯に人権を尊重する生き方をする教員、解放運動員、親、子どもがいた。当時の様子が分かる資料を以下の7つにわけ、整理している。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 F町の学校変遷図と学制 | 2 F町一致協会と教育 |
| 3 跳進青年団と教育 | 4 通学できない子どもたち 貧困と差別 |
| 5 町内の不仲 | 6 児童労働 |
| 7 疎開できない子どもたち | |

F町学校変遷図

西暦	元号	年	「国内」・『学校制度』	K村 T町 F町 KA町 O町 M町 M町 M町	Fにおける事項
1871	明治	4	「戸籍法」 「解放令」		
1872		5	『学制』 「革田帶刀禁止之事」		
1873		6			
1874		7		T A 舍	
1875		8	江華島事件	K O S I 舍	
1876		9		T 小 学 校	開校年不明
1877		10			
1878		11			
1879		12	『教育令』	K 学 校	
1880		13	『第二次教育令』 『夜学校設置法』		
1881		14		K A 村 は K 学 校 の 学 区 と な る	
1882		15			
1883		16	『夜学教則』	S 尋 常 小 学 校	
1884		17			
1885		18	『第三次教育令』		
1886		19	『小学校令』		M T 小 学 校 教 場 (夜間)
1887		20			M T 簡 易 小 学 校
1888		21			
1889		22	『第二次小学校令』 「大日本帝国憲法」		T 小 学 校 に て 差 別 事 件
1890		23	「教育勅語」		T 簡 易 小 学 校
1891		24			T 尋 常 小 学 校
1892		25	『市制町村制ヲ施行セサル地 方ノ小学教育規定』		T 尋 常 小 学 校 公 教 場 (K A 村)
1893		26			T 尋 常 小 学 校 公 教 場 (T 町)
1894		27	「日清戦争」		
1895		28	「日清戦争」		
1896		29			
1897		30			
1898		31			
1899		32			
1900		33	『第三次小学校令』 『市町村立小学校教育費国庫 補助法』		S Y 小 学 校 廢 校 、 T 尋 常 小 学 校 へ 全 員 通 学
1901		34			
1902		35	コレラ流行		
1903		36			
1904		37	「日露戦争」		
1905		38	「日露戦争」		
1906		39			
1907		40	『小学校令中改正ノ件』 広島市「夜学校規定」?		T 尋 常 小 学 校 夜 学校 (L ・ F 町 一 致 協 会)
1908		41			T 尋 常 小 学 校 夜 学校 夜 学校
1909		42			H N 高 等 小 学 校
1910		43			当時の様子としてDさん の語りが残る
1911		44			

西暦	元号	年	「国内」・『学校制度』	K村 T町	F町 K町	O町 M町	MM町 M町	Fにおける事項
1912	大正	1		T 小学校夜学校				
1913		2			夜学校			
1914		3	「第一次世界大戦」					
1915		4	「第一次世界大戦」					
1916		5	「第一次世界大戦」					
1917		6	「第一次世界大戦」 『兵式体操振興二関スル建議』					
1918		7	「第一次世界大戦」 『市町村義務教育費国庫負担法』		T 対常小学校	T 対常小学校分教場	T町	米騒動
1919		8						
1920		9						
1921		10						
1922		11						1922年6月10日 窃盗疑い差別事件
1923		12						
1924		13						金波嶺事件
1925		14						
1926	昭和	1						
1927		2						
1928		3						F 対常高等小学校講堂建設運動
1929		4						
1930		5						
1931		6						
1932		7						O T川改修工事始まる
1933		8						
1934		9						
1935		10						
1936		11						
1937		12	簡易学校 (在日朝鮮人兒童)					
1938		13	「国家総動員法発布」 (以降不明)					
1939		14	「第二次世界大戦」					
1940		15	「第二次世界大戦」					
1941		16	「第二次世界大戦」 『国民学校令』 『国民学校教育費国庫補助法』					
1942		17	「第二次世界大戦」					
1943		18	「第二次世界大戦」					
1944		19	「第二次世界大戦」					
1945		20	『戦時教育令』 原爆投下 「第二次世界大戦」					F国民学校廢校 (O T川改修工事による)
1946		21	広島市復興審議会が発足、 100m道路計画始動 部落解放全国委員会結成 「日本国憲法発布」					O T川改修工事中断
1947		22						
1948		23						
1949		24	広島平和記念都市建設法可決		T 小学校 F 分教場	広島市立T小学校	広島市立P小学校	広島市立M小学校
1950		25						「W K子供会」の結成

1 学校変遷図と学制

1818年広島城築城の際、城下町が整備され、東西の入り口に革田の居住地を置かれた。その西部に位置する地域がF町である。1818年当時は、K村と呼ばれる三角州の島1つがその居住地とされていた。

その後の太田川放水路や100m道路の整備、原子爆弾の投下、また都市開発の埋め立てによる海岸線の延長において、島の形もなくなり、地名も各所で変わっている。そのため被差別部落（以下、部落）としていわゆるF町と呼ばれる地域は、現在のF町、O町、N町、K町、M町、T町等、それぞれ全域もしくは一部が含まれる。学校の変遷においては、上記の地域の学校が関わりをもつ。前項で図にしている学校の変遷でもおおよそこの地域での学校の変遷をまとめている。変遷図の左側には限定的なK村、F町（旧K村）、O町（旧K村）にあたる変遷を挙げている。

年代については、1871年から1950年を一区切りとして作成した。1971年には、「戸籍法」にて全員に名字がつく。「解放令」とも併せて、明治政府が全国民を管理し、強い国を作ろうというはじまりの年である。同年には「斃牛馬勝手処理令」の太政官布告も出されている。終わりは1950年、ほぼ2024年現在の学校配置が完成している年とした。

1972年「学制」が発布される。小早川明良による各学校制度の要約を参考とする「片田舎の身分の低い人民に至るまで漏らすことのないよう」〔小早川, 2021:1〕との御触れであるが、わざわざ「身分の低い人民」との表現も使わなければ普及には至らないという判断であったのだろう。

広島市学校教育史〔広島市教育センター, 1990:54-59〕によると、「学制」において学区制が敷かれた。大学区、中学区、小学区の3等の学区がもうけられ、広島県は第5大学区に属した。明治6（1873）年4月に第4大学区の所属に変更となる。その内、広島区は第1中学区に属し、F町はその中の第8小区に属した。広島県は明治6年1月、従来から運営されていた寺子屋の師匠の教授場所を一定の場所に引き移し、小学義校とした。第8小区はTE町のFO寺院に小学義校が設置され、FS舎の雅称がつけられた。教員2名。男222名 女123名（資料17）。その後、12の小区に各1校では足りず、公立の分校や私立の学校が設立され、明治9年には60校近い数になっている。K村のTA舎、KA村のSI舎もこの時期に設立されている。広島市学校教育史では、TA舎は私立小学校として挙げられている。広島県は明治9年7月に雅称から地名を冠した学校名とするよう命じている。この命を受け、明治10年にはK村のTA舎もK学校という地名の名称に変更があったとみられる。K村のTA舎は現在のT小学校区であるが、T小学校の沿革誌〔広島市教育センター,

1990:145-146] には残っていない。

また現在の MI 小学校は T 小学校から分かれて設置された学校であるが、MI 町の地域の学び舎のはじまりとして SI 舎の名がある。[広島市教育センター, 1990:152-153] 明治 14 年に K 学校の学区となっている。通っていた子どもたちは、橋を渡って K 村の学び舎に通うことになっている。K 村はどれほどの子どもが教育を受けたのであろうか。

旧 K 村の人口は 889 人、15 歳以下の人口推測 226 人であった。小学校学齢児童数推定 105 人 灌纓舎児童 65 人 (男子) 女子 15 人 226 人に対して平均 35.4% (全国平均 32.3% よりやや高い) 男子 67.5% 女子 13.3% (男子は高く女子は低い) であった。[小早川, 2021:2]。

計算すると 80 人の就学者がいたとの記録であるが、実際日々通えている児童がそれほどいたとは言い切れない。それは、労働力である児童が学校へとられた上、授業料の受益者負担が問題であった。そもそも金銭的な余裕のある家で無ければ通わせることが出来なかったからである。結局、学制実施の経験により、また当時における時勢の変化に即応させるために、1879 年 9 月「学制」を廃止して「教育令」を公布した [広島市教育センター, 1990:114]

『教育令』1879 (明治 12) 年より、教育年限の短縮に加え、小学校への登校でなくても学びの場があれば就学とする。[小早川, 2017:3] 既存の寺子屋を使ったり、簡易的な学校を作っていたりと、就学奨励が行われる。

第二次教育令以降、広域学区となったことから、明治 17 年 (1884) 10 月に、旧来の旧来の町村立学校としての性格を失ったため、所在地名の小学校名から雅号の校名に変更した。T 小学校は S 小学校となった。[教育センター, 1990:127]

『第 3 次教育令』1885 (明治 18) 年を受け、MT 小学校教場が作られる。[小早川, 2017:3] 下記でも触れるが、部落の児童を抜き出して小学校教場がもうけられている。

1886 (明治 19) 年「小学校令」において、教育が義務化される。小学校を尋常小学校 (4 カ年) と高等小学校 (4 カ年) の 2 段階とした。貧困家庭においては、授業料を徴収しない小学校簡易科 3 年制 (1886 年) に通えばよく、さらに困難な家庭は府知事、県令がその期限を定めて就学猶予を許可することができる。「小学校令」にともなって、MT 小学校簡易科が設けられ、S 小学校に通学していた部落の児童は、新設の小学校簡易科の夜学教場に移される。22 年には、校名が T 簡易小学校に変更される。[福島町資料作成委員会, 2016:9]

上記のように MT 小学校教場の設置時にも、MT 小学校簡易化の設置時にも部落児童の抜き出しの記録が残っている。同じ地域に複数の学校があり、部落の者だけを集めている。就学率の向上や差別問題の安易な解決方法としての手法であるが、まさにこれが地域の中で子ども社会においても差別意識を育てていくことになる。これに対し、「被差別部落の児童を学校体系から排除して身分学校『部落学校』を設ける差別教育に対する告発が『芸備日日新聞』に例示」[福島町資料作成委員会, 2016:9] されている。

1888 (明治 21) 年に、他学区の小学校から遅れて K 学校が SY 小学校となる。

1889 年「大日本帝国憲法」に続き 1890 年「教育勅語」が出される。1890 (明治 23) 年「第 2 次小学校令」では、修身・読書・作文・習字・算術・体操を科目とし「国民教育」を進めた。また、学校に通学しなくても、家庭学習により就学義務が果たされると規定された。MT 簡易小学校が廃止となり、1891 (明治 24) 年、T 尋常小学校の分教場が、KA 村、T 町に設置される。[広島市教育センター, 1990:146] 簡易科 3 年でも短い学びの時間を、遂に登校しなくても良いとされた。さらに深刻な教育格差を生んでいく。国のための民として伸びる子は伸ばし、困難のある子はそれぞれのことに専念しておけば良いという、強国への大きな舵切りである。

1900 年、SY 小学校が廃校する。その後 1908 年 F 夜学校の設立まで、F 町の子どもたちは、T 小学校とその分校に通うことになるが、かなりの軋轢があったことが予想される。

夜学校がここでそれぞれ整備され、T 尋常小学校の KA 村、T 町の分校が作られた。F 町には、明治 38 年以来民間有志の設置した夜学校があり、尋常部・補習部の二つで 100 人あまりの児童に小学校の教科を教えていた。[広島市教育センター, 1990:227]

広島県全体では、女児の就学奨励策として、裁縫科や子守学校が設けられている。広島市では、特別に子守学級を設置していない学校でも、個々に状況に合わせて幼児をつれて登校することを許していた。1907(明治 40)年の「第三次小学校令」の改正では、裁縫科は尋常小学校第三学年以上の必修科目とされた。これは保護者から、「小学校の教育は裁縫や行儀を教えず役に立たない」との批判の声を受けてのものであった。[広島市教育センター, 1990:226]

学びに向かう費用面の補助として、私立夜学校を市立夜学校にかえ、授業料を免除する働きもあった。

私立夜学校は諸種の困難があったため、広島市は明治 40 年に T 尋常小学校の夜学校を市立夜学校と改称し、「茲に於いて努めて優良の職員を選

任し、一面授業料を廃シ、大に貧困児童の就学を督励」することにし、(中略) 明治 41 年の在校生は、T 町男子 95 名、女子 26 名、(中略) を数えた。尋常科(6か年)と補習科(2か年)の2つの課程があり、教員は当該尋常小学校の訓導が兼任した〔広島市教育センター、1990:227〕

1908(明治 41) 年、HN 高等小学校が開校。尋常小学校の卒業後、学び続けることを希望する家庭は高等小学校へ通わせる。女児の就学率向上のために裁縫科を加え、T 小学校夜学校は 3 つの課程を持つことになる。

SY 小学校廃校から 8 年の後、F 町に学校が再開する。1909(明治 42) 年、F 夜学校が L と一致協会により開校する。翌年、「F 町、H 町、E 町、T 町(KO 町教室)に各夜学校を設置し 4 月 15 日より開校す。同月 28 日 F 町夜学校に裁縫科を加設し随意科専門科とす」〔広島市教育センター、1990:227〕以降 21 年続く F 町の夜学校である。

T 小学校 KA 村夜学校は昭和初期に廃校している。資料 15 に写真を挙げる。門柱が残っており、説明書きでは『廃校後、Y 市出身の TA が、吉田松陰先生の松下村塾と、この敷地内にあった四本の大きな松の木にちなんで、大正八年に私塾「KS 塾」を創設』とあり、私塾に変わっている。学び舎として継続している事を見ると、その地で学びの場に需要はあり続けた事が分かる。

1923 年、F 町・T 町・KA 村の小学校の再編がある。HN 高等小学校が閉じ、T 対尋常小学校が T 対尋常高等小学校となる。T 町の分教場が閉じ、KA 対尋常高等小学校となる。F 対尋常小学校ができ、翌年には F 対尋常高等小学校となる。

F 対尋常小学校のはじまりは T 小学校の校長の働きによってであった。

今度は大正の 12 年の 4 月 1 日に、F 対尋常高等小学校ができたわけや、(中略) 骨を折った人は E いう人で、これが T 小学校の校長さんであった。私たちが大正 6 年、7 年に上級生になったときに差別事件が起こって、(中略) その朝礼のときに、(中



略) みな平等の人間であるのに、F町から来る者に対して差別をしたりするようなことはしたらいけないという話をして、そんで差別のない学校を作つてやろうと。(中略) それでその視学んなつて、骨を折つて、大正12年の4月1日からなにができるわけよ、F町の高等小学校、尋常高等小学校。(中略) F小学校の講堂はね、800人位入れる講堂であった。(中略) その講堂をよね、市から請け負うときに、Jという任侠の親分がおる(中略) この人がね、私が請け合いますいうてね、安い金額で請け合つて。それでもう、今でいう暴力団よの、その暴力団をぜんぶ動員をかけて、F小学校の、F尋常高等小学校の講堂をぶち建ててくれたんじや。〔福島町資料作成委員会、2011:27〕

T小学校長の経験から、T町の子からF町の子への差別問題を日頃から目にしていたのであろう。

学校の建築に際して、このような記録がある。

広島市では、すでに全県的に廃止されたことになっている分教場=「部落学校」が依然として存続し、しかもその分教場がこのたび「独立学校」として竣工されることになった。1922(大正11)年春、市内土手町の請負業者(P)が77坪5合の校舎建築とその他門柱・煉瓦塀などを合計1万9100円で落札し、同年7月8日に竣工することになっていた。工事が遅延し同月28日に市土木委員の「見取り」が行われることになったが、「建築不完全の為め見取りができず大改造を命ずること」となり、その見取りの実地調査に立会った土木委員林敬は「憤慨」してつぎのように語っている。すなわち「自分は土木委員になって市内の各学校を見ているが今度の分教場程不完全な学校は見たことがない、第一座板の如きはまるで削っていない所があり梁の如きも三ヶ所も接ぎ合わせてあり敷石も極粗悪なものを使ってあって全くない、粗末な点においては恐らく広島の学校中で一番だろう、一体市の方では監督がついていながら何をしているのだろうか(中略)。校舎建築の工事において極端な差別扱いがなされているのであるが、そのことにたいし市土木課は、「何もソウ悪い所はありません、只座板の処が少し許り削らない処があったと云ふのですが大したことではありません」と弁明しているのである。(中略) このほど六教室、一~四年の児童231人を収容する校舎が落成した。落成式は9月24日であるが、この学校「独立」の問題に關し市当局はつぎのように語っている。すなわち「明年度に於て更に千坪の敷地を買収して12教室を増築してT小学校に通学

している生徒を之に移して独立の尋常小学校とし、13年度に於て高等を併設する予定で……年々其設備の完成に努め FU 校同様補習的の商業夜学校の如きをも附属として都市教育の模範施設をしなければならぬ地位にあるので、出来るなら明年度を待たずに増築に取り掛かって一日も早く独立させなくてはならぬ学校だ」（中略）不就学児童が非常に多く現在 F 夜学校に就学してゐる児童 150 名の外に 100 名以上の不就学児童があるので、結局普通の教育を現在受けていないものが同町だけに 250 名以上もある事になってゐる」と。〔天野卓郎, 1986: 140-141〕

差別のない学校を作つてやろうとして、F 町の子が通う学校を作つた。差別されている者を集めて差別のない学校を作る、子どもたちの幸せを思つての発想と行動であったのであつう、しかし、差別のない学校を目指した学校内に差別はあつたし、地域にも越境入学・不買運動など問題の基ともなつた。さらに、F 町で生まれ、F 町の小学校を卒業してきつたという経歴は、生涯、被差別のレッテルとして苦しめられた事にもなつた。差別をなくす方法として、分断をすることは、より多くの差別を作つたとも言える。

ここまで教育行政について、小早川はこのようにまとめている。

資本の意のままであったが、国家にとっても、資本にとっても労働者の教育は火急であった。そこで、国は、尋常小学校⇒中学校⇒大学、小学校⇒中学校⇒師範学校、尋常小学校⇒外国語学校、尋常小学校⇒外国語学校⇒医学予科などルートに加えて、女児小学、村落小学、貧人小学、子守学級などの地域の実情を考慮した通学不能時向けの学校、通弁学校、農業学校、工業学校、商業学校などの専門教育機関、庶民学校などをもうけ、それぞれ適宜、二部、分校、分教場を設けていた。それは東京大学を頂点とした教育ヒエラルキー底辺部を担つた。私塾なども認めたが、基本的には公教育によつてはいた以上から、F 町夜学校は、F 町一致協会側からの官への要請であったと思われる。F 町一致協会は、地域の有産階級と警察権力の合作初等教育が労働のための強制的条件。生産労働と学業・体育双方を見据えた資本の未来教育の萌芽が現れる〔小早川, 2021: 5〕

各分野のプロフェッショナルを育成するために高い教育機関が作られていく。また、就学の難しい児童向けの様々な学校は、有能な労働力や兵隊の育成のための人材資源の把握に用いられた。より効率的に人材を育てるための様々な学校は、同時により鮮明な格差を生んでいた。

1932年にOT川改修始まる。同じく1932年、T尋常高等小学校とKA尋常高等小学校から高等小学校部分がまとめられてHD高等小学校になった。今に近い中学校区というようなシステムになったのである。しかし、F尋常高等小学校はそのままである。地域の中学校としての扱いから外されているようにも見える。

1935年F尋常高等小学校がF国民学校となる。ここで国民学校という名前に変わり、第二次世界大戦へ向かう。1930年に「国家総動員法」、「第二次世界大戦」。F国民学校と夜学校があったが、1945年からの復旧はない。

その講堂、校舎が（中略）昭和18年の（中略）6月29日に廃校になったわけよ。その廃校になったりゆうはなぜかいうのに、（中略）その社会科学を研究しておる躍進青年団が、廃止せよと、こういうた。今のF尋常高等小学校は要らない。なぜなれば二重の差別を受けると。F町いうよね、名前だけで同和地区の者であるいうことが証明される。それへもってってなお重大な問題は、金をもった家とか、本通りやなんかでもいい家は、みなよその学校へ越境入学さすやないかと。それで貧しい家庭の子どもだけが、F尋常小学校で勉強する。そういうような学校を続けるということは、これは重大な問題である、ということで10数年間争うて、とうとう戦時中の18年の6月29日にとうとう廃校になったわけよ。〔福島町資料作成委員会、2011:27〕

語りによれば、躍進青年団の10数年間にわたる戦いの末、二重の差別を被るF尋常小学校は廃校したとのことである。しかし、躍進青年団は1928（昭和3）年には水平社の一組織として名称を変え、1941（昭和16）年には解散している。F町の水平社の支部が出来てからほとんど躍進青年団の活動は無く、昭和18年には躍進青年団はすでに無いと思われる。もともと躍進青年団がそのような主張をして、それを引き継いだの活動として…という意味としてであれば、語りの意図として記録することができる。

廃校後のK村児童は、T町・Y町・KA村の各学校が選択肢にあった事が分かる。MMの児童については、以下の語りがある。

A氏 学校もMMの中に四教室、四年生まではあっこでやって、それから今度はTへ行きたい者はTへ行け。それからY町のMSへ行けと。

I氏 昭和一八年にいよいよ工事がこっちへかかってきた時にですね、この小学校はどうせ廃校になるんで、新しく入ってきた学年は、

六年間ありますからね、それで今の内に T でもでも K I でも K A でもという小学校へ自由に行きなさいと。現在学年における者は、最終的までおって、一九年までおって二〇年になって八月六日の時に被爆を受けたわけですね。そこで T へ移された。一応 F 町は T 町の学校へ行くことにしたわけです。

A 氏 その今の O 町二丁目が、二丁目の者がほとんど M S 小学校行ったわけよ。[福島町資料作成委員会, 2011:13]

1965 年 OT 川放水路の通水あたりで、KA 中学校に夜間学校が出来る。その後、KA 小学校は MI 小学校に分かれる。1950 年ころ、今に続く T、KA、MI 小学校である。

1950 年春には、町内の学校に行けない子どもたちを支えようと青年たちで「WK 子供会」が結成される、「解放令」から 80 年、差別と貧困は続いていることが、結成メンバーの W 氏の語りから見える。

長期欠席児童は、全市平均の四倍をこえ、F 町の児童の一割、100 人以上にのぼっていた。このような学校へも行けない子供たちは、家庭の手伝い、子守、留守番、貴金属の回収、そして中学生にもなれば、製靴見習いなど、少しでも家系の足しにと、働くをえなかったのである。[福島町資料作成委員会, 2023:64]

2 F 町一致協会と教育

1907 年発足の F 町一致協会は、夜学校の設立を行った。その後広島市への移管後も部落改善のための教育支援を続けた。また、その機関誌『天鼓』は、短期ではあるが 1914 (大正 3) 年に 1 ~ 4 号の発刊が行われた。F 町一致協会の行おうとした教育は、その記事からも読み取れる。

F 町一致協会では、L を中心に夜学校の設立を行う。

1909 年・F 町一致協会、夜学校を開設。MY 寺で授業開始=経営層の労働者階級への不満 (『明治の光』) 一致協会、平屋 18 坪の教室 8 坪の事務所をたてる。就学者 100 余名。学用品の無償化。教職員 5 名。校舎用地買収。11 月に授業開始。[小早川, 2021:3]

昼間通えない子のための夜学校であり、貧しい家庭の児童には学用品も無償で給与されている。[弘中, 2015:135] 1900 年 SY 小学校の廃校以降、F 町 (当

時の K 村・MM) に小学校はなく、通える児童は T 尋常小学校に通っている。同じ地域内に昼間 T 小学校に通っている子どもたちと、貧困や差別のため T 小学校に通えない児童がおり、中でも一部はこの F 夜学校に通っているのである。「就学者 100 余名」との記述があるが、あくまで登録数であり、常にそうであつたわけではない。次節「通学できない子どもたち」でも紹介している D 教諭の話では、登校していた子どもは「5~10 名位」だったとのことである。

翌年 (1910) には広島市に移管され、T 小学校夜学校となる。1914 (大正 3) 年「天鼓」1 号では「出席歩合は従来成績甚だ不良」とある。[沖本, 1914a : 33-34] 出席証が作られ、無欠席・一欠席者には商品と表彰式を行っている。本人や親の登校意欲さえあれば登校できる児童については励みになったであろうと思われる。それでもまだ 3 割の児童は常に通うことは難しく、44 名の児童は毎夜見学のみという状況であり、晴れやかに表彰される面々がいる。一方、学校に行きたくてもいけない、教室に入りたくても入れない児童の思いが忍ばれる。

「天鼓」2 号では、退職校長への謝辞が掲載され、「天鼓」3 号では、F 町一致協会顧問の激励文が掲載されている。学ぶことが善良な人間への道であるとの激励である。[沖本, 1914b : 3-5] 文章に教育への熱意が込められている。「天鼓」4 号では、T 小学校から立派に卒業を迎えた F 町児童を実名で称賛している。[沖本, 1914c : 31]

F 町一致協会による部落改善のための教育支援は、夜学校設立とその後の資金援助については直接的な改善運動とみとめられる。一方、「天鼓」にて報じられているものは、模範的な学生の在り方を報奨・鼓舞するものであって、教育支援としては一步引いている。就学率を上げることや優秀な卒業生を記載することは、報奨によって学習意欲を高めようとするものであり、本当に困っている家庭・児童生徒を助ける事にはならない。ここに F 町一致協会の教育の姿勢を見て取れば、ともに歩く姿勢というよりは、管理・監視の姿勢がやや強く感じ取れる。

3 躍進青年団と教育

躍進青年団が教育に関して活動をしている記録として入手しているものはわずかであるが、その中にも差別を受けた子ども保護者以上に差別に対して強い姿勢をとっている。資料 2 『部落問題と教育に関する歴史的考察』では、金銭を盗んだ疑いをかけられた F 町出身の子どもが真裸にされて取り調べられた挙句、無実と判明した後「先生から取調べを受けたと帰って父兄に言ってはならぬ」と口止めされていた事件が挙げられている。躍進青年団は学校へ押しか

けて事の説明を聞き取り、児童の保護者が納得した後も「社会問題として教育問題として社会の批判に訴え」と強く抗議している。[弘中, 2015:141-142]

また「近代日本の教育と部落問題」には、新築のF小学校のガラスが何者かによって破壊された事案が挙げられている。

1922（大正11）年12月10日夜、新築のなった校舎（分教場）の窓ガラス数枚に投石され、また理科室の実験器具や大姿見鏡が裏庭に持ち出され、あるいは破壊されて井戸の中へ投棄されるという事件が発生した。この問題に関し『中国新聞』は、「所轄HN警察署にては極秘密裡に犯人厳探中であるが、同署に於てはこれが嫌疑者として同町躍進青年団少年部の少年数名を召喚し厳重なる取調を行つてゐる」といつてつぎのように記している。すなわち「躍進青年団なる者とHN警察署との間には感情の行違ひありて常に当局の躍進青年団に対する圧迫強く、それが為め当局の処置を憤慨しハツ当りに分教場に狼藉を働いた者ならんといふ疑ひから同青年団員中に犯人を物色するに至つた模様で、一般市民は憤慨の余りこれが対策として与論を喚起しつつある、その成行きは大いに注目されてゐる」と。[天野, 1986:142]

この件について、犯人は躍進青年団と疑われているが、真偽のほどは確かではない。言えることは、警察の躍進青年団への見方がかなり偏っていることである。犯人は躍進青年団の者であろうという「疑ひ」から「物色するに至つた」という。「あいつらがやつたに違ひない」という警察側の強い偏見が見て取れる。躍進青年団の犯行であったとすれば、『市当局の分教場=「部落学校」を独立して存続することへの怒り』があったことがうかがえる。躍進青年団そのものも、官製の青年団から独立する形で始まった組織であり、教育への思い、差別への強い抵抗、世を変えたいという強い決意が感じられる。

4 通学できない子どもたち 貧困と差別

貧困のため通学できない子どもがいた。差別のため通学できない子どもがいた。子守りのため通学できない子どもがいた。Fに生まれ、小学校時代を過ごすことがどのような環境であったのか、見ていくたい。

重なる苦しさ【貧困】

聞き取りからは、家庭の貧しさから、学校に行けなかつたことがわかる。「もう、全部じゃつたけえね」と、数件の家庭の話ではなかつたことを語っている。

そのころ、みんな「学校へ行く」言うんが普通じゃが、「今日は学校休むで」、言うんが口癖よね。そりやあ、色々ありましたよ。うちらだけやつたら、うちらだけが何でこんなめにあうゆうて思うかもしけんが、もう、全部じゃったけえね、諦めついたけどね。それでも2,3年もしたら行くものは学校行きようたもんね。ほじやけえ、うらやましいのう、と思うこともありようたけどね。あっここの子は学校行きよるが、あんたらまだ学校行かんのかとかね、よう言われたりしようたけどね。ほじやけえいうて、そういうわけにもいかんもん。お父さんは居らんし、子どもはいっぱい居るし。[青木, 2003:47]

重なる苦しさ【戦争】

明治以降、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、Fも常に戦中であり、戦後であった。戦時には、お国のために苦しい生活は当たり前とされ、働き手はさらに動員され、苦しい生活を送っていた部落の人々はさらに苦しかった。そんな中、子どもたちに教育を与えようというゆとりはなく、子どもたち自身も学校に通える家庭状況ではないことが骨身にしみてわかっていた。

8月6日8時15分、一つになる子を背負って洗濯をしていた。その日、KI小学校に行っていた小学校二年生のよしきよは、食べるものがないため、栄養失調で学校を休んでいた。[『壁』, 1968:3]

ウチは、字をよう書かんけえね。あのころじやけえ、学校なんか行けんのじやけえ。働かにゃあいけんのじやけえ。お父さんが兵隊にとられるしね。子どもが五人おってね。おばあさんつれてね、小さい子つれとて、あんた、学校なんか行く時代じゃないんじやけえ。[『壁』, 1978:6]

重なる苦しさ【差別】

学校に通えるようになった子どもたちにはさらなる苦難が待ち受けている、学校は社会の縮図である、社会に渦巻く差別の目が学校こそ無邪気なまま子どもたちに襲い掛かった。「壁」には隣町児童からの差別・暴力がつづられている。

小学校時代は、隣町のT町・KA村の者からひどい差別を受けてくやしかったものです。その上、小学校低学年の頃は、上級生と同級生とが下校時に途中で先回りして待ち伏せしていて、よくなぐられたものでした。

通学するのがいやになる程でしたが、わたしは、我慢して六年間無休で通学しました。

そのうち、私たちは、どうどう自衛策としてF町の同級生は、集団下校して、なぐられるのを防ぐようになりました。集団下校するようになって、F町から通学する私たちは、途中で、なぐられることが次第になくなりました。
(略)

そのうち、小学校四年生の時(たしか大正13年)、受け持つ先生が「F町のものはどんなに成績がよくても級長にはしない」と言わされたので、私は、私の親や同級生の親たちにもこの事を話して、校長に態度表明を迫っていました。

(略)

この事件後、F町の者で、級長・副級長になる者があるようになりました。
(略)

私は五年制中学(旧制)へ行きたかったけれど、家は貧乏で、八人の子どもがいては、親も苦しかったようで、あきらめました。せめて、小学校の上の高等小学校(二年制)に入れてやりたいと、父は夜十時まで夜業をし、母は一日中行商に励んで、やっと「HN高等小学校」に行かせてもらいました。その時、F町からHNに行ったのは6人でした。皆よく勉強もし、体力もきたえて強くなりましたが、ここでも又他校(KI・T・E・NA・KN・H・HO・OO町の各小学校)から通学してくる者にいじめられました。

〔『壁』1944:17〕

子ども間での差別だけではなかった。「F町のものはどんなに成績がよくても級長にはしない」教員のこの言葉は理不尽そのものである。子どもにも、何の罪もない。「壁」8集の語りには、同級生の鉛筆を盗んだ汚名を根拠なく着せられた苦しさがつづられている。

私は小学校に一年半しか行っとらんのです。親が行くな! 言うたからじゃありません。私が学校が嫌いだったからでもない。あれは小学校二年の夏休みの前でした。同級生の買ったばかりの鉛筆がなくなったんです。クラスの問題になり、皆を前に先生が言われました。「誰が取ったのか、先生の顔を皆よく見なさい。先生が顔を見たら、誰が取ったのか先生にはわかります。」私は何もやましいことはしとりませんから、一心に先生の顔を見ました。その後です。休み時間が来て、「C(当時の私の姓)さん、残りなさい。」と、私一人が教室に残されたんです。私は側を通り過ぎる

友達の一人一人の視線を全身で感じました。泣きたかった、「私じゃない！」と大きな声を出して訴えたかった。けど、私は出てくる涙を一生懸命こらえて、じっと下を向いたりました。そして、“二度と学校になんか来まい”そう思うたんです。まだ幼かったから、部落にそれが原因していたなんてことはわからやしませんでした。けどね、子供心に、苦労する親を見て、親には決し言うまい、と思うたんです。貧乏であるということが悲しかったですねエ。そんな訳で、学校に殆ど行っていないから、大きくなつて文字を知らないことで、大変こまりました。〔『壁』1975:1〕

差別事件として大きく新聞にも取り上げられた事件もある。金銭を盗んだ疑いをかけられたF町出身の子どもが真裸にされて取り調べられた挙句、無実と判明した後「先生から取調べを受けたと帰って父兄に言ってはならぬ」と口止めされている。同じ状況下にいたT町出身の子どもは「最初に寛大な取調べをなして赦」されていることも含め、教師自身、差別的な行いであったとの自覚があったのだろう。〔弘中, 2015:142〕

学校現場で起こる差別を、小早川明良は以下のようにまとめている。子ども間、対教師、対保護者、学校でかかわるすべての人間が差別者であった。このような場所に楽しんで通いたいと思えたであろうか。安心して過ごせたであろうか。

学校空間での差別には、概ね次のようなことが挙げられる。

- 1、教室での被差別部落の児童を一か所に集めて座らせるという席順の差別。
- 2、一般児童や教師による差別的言辞やときに冤罪でのち上げなどの直接的差別や迫害。
- 3、被差別部落出身教師に対する授業出席拒否。
- 4、一般児童の父兄による被差別部落児童との共学拒否などである。

〔小早川, 2010:86〕

差別的席順の改善については、その様子が記録されている。「世間で問題となり」改善が始まっている。教員がこんなの間違っていると、声を上げてほしかった。

当時、AS郡KB地方で小学校長を勤めていたBの談によると、たいていどこの学校でも米騒動前までは部落の児童は教室の最後列に座席が差別配置されていた。米騒動後このことが世間で問題となり、AS郡校長会においても取りあげられ、すべての児童と無差別に座席が配置されるよ

うになったというのである。これらのことをもってしても、米騒動を契機として地域や民衆のなかに、部落解放への気運がいかに高まつていったかがわかるのである。〔天野, 1986: 113〕

1909 (明治 42) 年開校された F 夜学校、D 教諭の語りからは、当時の子どもたちや家庭の様子、教員の苦労などがよくわかる。こんな先生もいたのだなと思えもする。

夜学校は、F 町一致協会を使用していましたが、当時来ていた子どもは 5 ~ 10 名位だったと思います。

本来は、T 小学校に就学すべきなのですが、家庭の生活苦から、下駄の歯の入れ替えやら靴なおしなどに連れて行かれて手伝わされたり、町工場へ賃稼ぎに出される子ども、また、着たきり雀着替えの着物がないので汚れても洗濯ができないという生活状態で、学校に行けば嫌われたりばかにされたりするので、学校へ行けないという子どもたちのためにあつたのが夜学校でした。子どもたちは勉強が嫌いだったのではなく、親としては家計を助けてもらうために働かせ、また、貧しさ故のみじめな姿を人前にさらさせて、人から差別されるのには耐えられないで学校へは行かせられなかったのです。初めごろは系統だった勉強は教えられず、歌を歌ったり、初步的な算術を教えたりする程度でした。人数が少ないだけではなく、年令は高くても学力がついていないという状態で、学年わけもできなかったからです。

月曜日から金曜日まではそのような勉強を教え、土曜日は学習を休んで就学を勧めて回りました。G 先生と一緒に弁当がけで、学令簿をめくりながら、不就学児の家庭を訪問して歩きました。仕事のつごうで昼に会えなかった家庭には、夕食を早めに食べて、夕方から訪問して、夜学校へ来るよう勧めて歩きました。

たくさんの家庭を訪問して感じたことは、生活が実に悲惨だということでした。(中略)

勉強は午後 6 時から 8 時ごろまでやり、学用品は全部学校に備えておき (F 町一致協会出資) 子どもたちは風呂敷だけ持ってくれればよいようにしてありました。そのうち次第に人数がふえ、私が行って半年位たったころには 20 名位になったので、一年から四年までに学年わけをして勉強を教えました。しかし、勉強もさることながら、不就学児を学校に来させること、来ている子に基本的な生活習慣を身につけさせることが大変な仕事でした。

持ち物に名前を書かせるように週の努力目標を決めたが、それを達成するのに一か月を要した例もあります。ろくに字が書けないので無理もありませんでした。

また、顔を洗う指導を初歩的なことからしたり、ハンカチというほどのものでなくともよいから、手ふきをするための白い布切れをいつも持っているようにしつけようとしたが、白い布がないというので、しまいには赤でも青でも何でもよいということにするような有様でした。

土曜日には、男の子の散髪、女の子の洗髪やら、しらみ退治などをしました。[木村, 1973:278-280]

重なる苦しさ【被爆】

貧困、部落差別に加え、昭和20年からは被爆者としての苦しみも受けることになる。同じ人間として生き、ここまで苦しむ必要があるのだろうか。

5 町内の不仲

F町は行政的に4町で構成されており、その町内において不仲があった。語りでは食肉と靴という線引きで不仲があったとされている。

F町は北・南・中・本通りに区分けされていた。(中略)女性の聞き取りには、次のようにある。

バス通りがあるじゃろ、バス道路から向こうが食肉。こっちが靴。すごい仲が悪かった。今若いもんの時代になったけえね。(でも)やっぱり親がいうて聞かしとることもあるうし、見て覚えとることも。

ほんまはスムーズに行ってないと思う。(略)よう喧嘩しようよ、うちらでも馬鹿にされてね、人が履くもの、足元のものを作るとか、きしゃないとかいうて。子どもの頃に喧嘩しようよ。くさして、おお、おまえら生きとるもん殺すんかいうて。子どもにもやっぱ言い分があったけえね。

[弘中, 2015:137-138]

加えて憂う点は、大人の抱える差別意識が子どもたちにも染み渡り、子ども同士での差別を生んでいることである。部落のレッテルのついたF小学校に子どもを行かせないとしてT小学校へ越境入学させた本通り町への商店への不買運動が起こっている。

1924(大正13)年4月2日、水平社F支部主催の町民大会をF町小学校

で開催することとした。「この大会の最も重要な問題は……以前から F 町内に在って精神的差別をなし、子弟を F 小学校に通学せしめず T 小学校に赴かしめる者が本通町民に多数あること」にたいし、いかに取り組むかという問題についてであった。このような差別による学区の変更、F 小学校の「部落学校」的な排斥にたいする不当を全町民に訴え、広く理解をえようとしたのである。本通町民のそうした不适当にたいし、「徹底的に糾弾を加へるために当夜、町民に不買同盟の件を語る」目的で町民大会が計画された。その結果については明らかではないが、教育問題が不買同盟の戦術をもって闘うほど、水平社は学校教育に大きな期待を寄せていたことがわかるのである。〔天野、1986:166-167〕

F 町内の公立小学校閉校後、他地域の子どもとともに同じ学び舎で過ごす。その中で教師として勤める D は日々、問題を目にしていたようである。

1943（昭和 18）年 F 小学校廃校後は、T 小学校に移りましたが、F 小学校時代には同じ町内の人たちの接触だったので、問題が起こるようなことはほとんどなかったのに、F の子どもが分散して、他町の子どもたちと混じってから、いろいろ問題が起こるようになりました。〔木村、1973:284〕

1 つの教室に集まった子どもたち、たかだか近隣の子どもたちであるにもかかわらず、隣の子は T 町の子、隣の子は F 北町の子、隣の子は F 南町の子、大人たちの落とし込まれた差別構造が教室に集結する。大人が自信の境遇を認識したあと、我が子にどう向き合うのか、負の遺産を残したくない。

6 児童労働

両親が働いており、家事子守りは年上の子どもの仕事という家庭があった。また、両親だけの稼ぎでは足りず、子どもも家業の手伝いとして働くことが当たり前である家庭もあった。

学制の発布から 5 年後の 1877 年文部省の高官はこのように記録している。

子弟ヲ見ルニ年甫メテ六七歳ニ及ヘハ父母外ニ出ツル時ハ留リテ内ヲ守リ外ニハ兒ヲ負ヒ草ヲリ或ハ牛ヲ牧シ馬ニ秣ヒ山ニ田ニ樵耕ノ業ヲ助ケ内ニハ草鞋ヲ絢ヒ…」「凡ソ貧家ノ子弟ノ就学ニ難キハ唯其費用ニ苦シムノミナラス、子弟ヲシテ家事ノ助ケヲ為スコトヲ得サラシムルハ尤モ父母ノ苦ム所ナリ〔小早川、2021:4〕

子だくさん、かつ、保育園や幼稚園などの子育て政策の整っていない時代下でもある。よほど裕福でない限り、子守や家業の手伝いは当然の児童の勤めであったのであろうか。

学制の発布から約25年後の大坂府下の児童労働について、横山源之助(1898年私立大阪教育会)は、大阪府下82の工場に調査をかけ、22の工場から回答を受けた結果の15,680名の職工の内訳をまとめている(資料18 横山2000:151-153)。10歳未満14歳未満の学齢児童を見れば、男は4.8%、女は22.7%、すなわち大阪の工業の4分の1強は学齢児童の職工によって成り立っている。

学制の発布から約50年、広島の状態は、第一回国勢調査(1920)AS郡HS村「予習調査」個表に記録がある。

男女とも10歳までの就学者はいない。11歳(尋常小学校の最終学年)では、男子19名のうち3名が本業をもち、女子18名では、本業者なく、1名は副業従事者として記録されている。[小早川, 2021:2]

ある一村の調査ではあるが、1920年代でも学齢どおり教育機関で学べることは当たり前とは言えない。

F町については、2名の聞き取りの証言がある。

F町南通りで生まれ、学校は戸口をくぐっただけ。(中略)おやじが屠場で働きよったんで、わしもちょいちょい板場(肉をさばくところ)に出入りしよって見よう見まねで仕事を手伝うようになった。子どもじゃから使い走り便利がええけえ大人も重宝して、そのかわりに肉をくれよった。“牛肉かアよろしか”というて、それを田舎へ売りにいって小遣いにしよった。米が一升14.5銭のころ、100匁(約400g)の肉が5銭くらいじゃった。子どもの頃から小まわりになって、2、3年は内臓をさばいて油をとることばかりやらされる。10年せんと一人前にはならん。[青木, 2003:25]

家族が多いんじやけ、一足、二足しつったんじや食べていけんのじやけ。じやけ夜鍋しよう。朝もう、目が覚めたら仕事しとるしね、お父さんは。ほいで、うちらもう、子どもでも分担させられとったわけよ。お父さんとお母さんは働いてもらわにゃいけんの。じやけ、他のことは全部、うちがまあ。長女がおるんじやがね、あれとうちと、一週間ずつ代わり番でするが、洗濯からご飯から掃除からいうのを。[弘中, 2015:127]

それぞれの語りの間にある 46 年の時、戦中戦後を行き来する時の F 町に均等な教育の機会はなかった。子どもたちが国、家庭をささえていた。

7 疎開できない子どもたち

福島の子どもは疎開できず原爆の被害を受けた者が多かった。

疎開できなかった理由①は貧困である。広島市学校教育史には、広島県学童集団疎開実施細目から「保護者ニ於テ児童ノ生活費ノ一部トシテ月拾円ヲ負担スルノ外凡テ県市ノ負担トス」との引用がある。月 10 円の持ち出しが必要であった。加えて、必要最低限の身の回りの物、面会時の差し入れ、受け入れ先への感謝の品などにもお金がかかり、送り出してやれない状態であったことが分かる。

金のないものはソカイできずにいました。小学校四年のとき、おやじが兵隊から帰ってきました。おやじの製くつの手伝いをしていたので学校は休みがちでした。新制中学にはいっていません。17 才ごろになって自分でやりだしました。〔『壁』1968:17〕

疎開できなかった理由②は親戚家庭がないことである。結婚差別があり、部落の人と部落外の人が結婚することが少なく、故に部落外に親戚はできなかった。

私の母親も私を集団疎開へ行かせようとしたんですよ。じゃけど、親がおらんようなとこに、かえってかわいそうなけんいうて、断りにいっとるんですよ。うちは縁故がないですから。よそには親戚はぜんぜんおらんということじゃから〔福島町資料作成委員会, 2023:73〕

疎開できなかった理由③は差別である。

親戚家庭に頼れない部落の子どもの疎開は、学校で斡旋される集団疎開であるが、それは、部落の子、部落外の子、部落外の大人の集団に入ることである。「行つたらいじめられる」〔『壁』1976:14〕大きな不安があったと想像される。かたや親元に残れば、普段の生活、親と一緒に生活し、家業を手伝い、部落内の気の知れた友達と過ごす。空襲におびえながらの生活もつらいが、しがみつく親や友達はいる。

疎開できなかった理由④は疎開先からの敬遠である。

「あなたの学校は朝鮮人と部落の子が多いだろう（中略）あれはつれて来る

な」疎開受け入れ先の役人の言葉である。疎開の受け入れを許可した自治体は少なかった。

市内の小学校高学年はほとんど集団疎開をしていましたが、F 地区では僅か 30 名しか学童疎開をしていません。広島市の記録によるとですね、学童疎開は 30 名、行った場所も分かっります。300 名近こう置いとかれるとるんですよ。(中略) いろんな理由があったでしょうが、ひとつはですね、行くのには必ず連絡します。学校ごとですから、いついつ行きますよと、お願いしますと。そうしたらですね、その答えが、あなたの学校は朝鮮人と部落の子が多いだろうと。実は部落という名前で言うとりません。差別語で言ったんですよ、先生は。あれはつれて来るなどやったわけですね。と言うたそうです。先生が言うにはね。そいで、置いていったんですよと。(中略) 言わなかった個所が 2 個所あるんですね。MN 村と SG 村です。ここは連れて行ってもらって 30 人疎開しておる、というのが広島市の記録なんです。あとは残されたんです。殆ど全滅しります。

[青木, 2003: 46]

「広島市立小学校沿革誌」には、部落地域ではない MS 小学校や MI 小学校への受け入れは、4,5 カ所の村が許可しているが、T 小学校に許可を出しているのは SG 村・MN 村の 2 村であった〔広島市教育センター, 1990: 143, 147, 153, 154〕。

ここまで 4 つの疎開できなかった理由を紹介した。結果、F 町の児童を含む T 小学校からの疎開できた児童は少なく、F 町・T 町の地に残った多くの児童は原爆の犠牲となった。「原子爆弾により、(T 小学校) 校舎全壊、のち全焼 教職員 12 名 児童 380 名即死 (動員先での死亡を含む)」〔広島市教育センター, 1990: 143, 147, 153, 154〕また、分教場での被害も記録に残っている。

[福島町資料作成委員会, 2023: 72]

おわりに

人間が人間らしく扱われる人生を謳歌できない。まだ残る差別を取り去る為に何ができるだろう。時代を繰り返さないために何ができるだろう。資本主義社会をどん底から這い上がる時代を経て、高度経済成長期を過ぎ、現代、さらにデジタルの時代には国境を越えて収奪の構造が広がる。F 町の学びからどのように今を生きるべきか。

[付記]

- ・資料について、明らかな誤記と判断される箇所については、修正して引用した。
- ・個人名、施設名、地名等については特定を防ぐためアルファベットにした。

参照文献

- 青木秀男、2003、『福島の歴史 - したたかに生き抜いた先輩たちの記録』、広島市東区中山中町 21-17: 福島町資料作成委員会
- 天野卓郎、1986、『近代日本の教育と部落問題 - 広島地方を中心として』、京都市左京区高野西開キ町 34 の 11: 部落問題研究所
- 沖本鯨太郎、1914a、『天鼓 1 号』、広島市福島町 40 番地: 天鼓雑誌社
- 沖本鯨太郎、1914b、『天鼓 3 号』、広島市福島町 40 番地: 天鼓雑誌社
- 沖本鯨太郎、1914c、『天鼓 4 号』、広島市福島町 40 番地: 天鼓雑誌社
- 『壁』1 集 (1968) 2 集 (1944) 8 集 (1975) 9 集 (1976) 10 集 (1978) 、広島市福島町 90-2: 福島地区被爆者の会
- 木村京太郎、1973、『広島県水平運動の人びと』、京都市左京区高野西開キ町 34 の
- 小早川明良、2021、「被差別部落と学校」、福島地区研究会学習資料
- 小早川明良、2010、『部落解放研究 16』尾道市防地町 24-27: 広島部落解放研究所「被差別部落と公教育に関する「定説」の批判的検討——いわゆる部落学校と権力 (のテクノロジー)」
- 小早川明良 2017.4.5 「小学校教育の変容と部落学校」福島地区研究会学習資料天満小学校観音村夜学校門柱とその説明書き (写真)
- 広島市教育センター、1990、『広島市立学校沿革誌 第二版』、広島市東区牛田新町一丁目 12-1: 広島市教育センター
- 広島市教育センター、1990、『広島市学校教育史』、広島市東区牛田新町一丁目 17-1: 広島市教育センター
- 福島町資料作成委員会、2011、『資料集第二集 雲流るる町で人生を紡ぐ語り』、福島町資料作成委員会
- 福島町資料作成委員会、2023、『資料集第 4 集 福島町の近代－労働・戦争・原爆－』、福島町資料作成委員会
- 福島町資料作成委員会、2016、『資料集第三集 福島町年表』、福島町資料作成委員会
- 弘中政義、2015、『部落解放研究 21』、尾道市防地町 24-27: 広島部落解放研究所『近代前期 (明治～大正) における都市部落・福島町 - 史料にみる差別・生活・運動の実相』
- 横山源之助、2000、『横山源之助全集 別巻一』、東京都文京区本郷三丁目 25-13: 株式会社社会思想社

Abstract

This paper is a record of schoolchildren who lived in a Buraku, and of the education surrounding them. The author compiles data on children and their education in late-modern Buraku from the 1870s to the 1950s in western Hiroshima Prefecture.

For the School Transition Chart and the School System in F-chō, this author observes school transition referring to the governmental *Gakusei* (the Education System Order: the Proclamation of the Grand Council of the State No. 214, 1872), and examines the administrative and private intentions, conflicts, and impact on the establishment and closure of schools in the Buraku. In particular, the activities of the *F-chō-min Icchi Kyokai* (F-chō Residential Unity Association) and *Yakushin Seinendan* (the Youth League for Breakthrough), are discussed in the sections on *Icchi Kyōkai* and Education, and *Yakushin Seinendan*. The author therefore sought to decipher the differences between the almost-official *Icchi Kyokai*, and the *Yakushin Seinendan* as a private voluntary initiative, and their aspirations for the establishment and running of schools. This paper read into the thoughts of the *F-chō-min Icchi Kyokai* as a nearly entirely governmental organization, and the Breakthrough Youth Group as a private voluntary initiative, as well as the thoughts of each organization on the establishment and operation of the school. In addition, the author states the situation of children at the time in terms of poverty, discrimination against children who could not commute to school, disagreements in the town, child labor, and the children who could not be included in evacuations.

As a result, this paper shows the difficult childhood of those born into an area that receives discrimination.

Keywords: F-chō in Hiroshima, Buraku, Education

いわおか ひでとし (広島部落解放研究所)